



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
**最高裁破棄自判の波紋、長崎年金訴訟は二重課税！**

—実務に影響大、野田財務相発言と国税庁の対応—

平成22年7月6日、最高裁は生命保険金を年金で受け取った場合に、雑所得として課税することは二重課税に当たるとする画期的な納税者勝訴判決を言い渡しました。

翌7月7日には、野田財務大臣により、①過去5年間分は更正の請求、②5年を超える部分は制度上の対応が必要、③生保年金以外の金融商品については政府税調の中で議論し、来年度の税制改正で対応するという方針が示されました。

国税庁は、財務大臣談話の方針を踏まえ、これまでの法令解釈を変更し、ホームページにおいて、納めすぎとなっている過去5年分の所得税については更正の請求を経て減額更正を行って返金することを明示しました（平成22年7月6日最高裁判決（破棄自判）TAINSコード Z888-1536）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

## 1. 事案の概要

この事件は、夫の死亡により、その妻が平成14年に受け取った年金払保障特約年金220万8000円が雑所得に当たるとして、所得税の更正処分を受けたため、その取消しを求めて提訴したという事案です。一審長崎地裁は原処分を取り消し納税者勝訴、二審福岡高裁では逆転して納税者敗訴、これを受けて最高裁の判断が待たれていたところでした。

## 2 最高裁判所の判断

所得税法9条1項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その15号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、二重課税を排除したものであると解される。

相続税法3条1項1号にいう保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解される。年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける年金受給権のうち有期定期金債権に当たるものについては、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、その年金受給権の取得の時における時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されない。（税法データベース編集室 朝倉 洋子）  
◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判14頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。